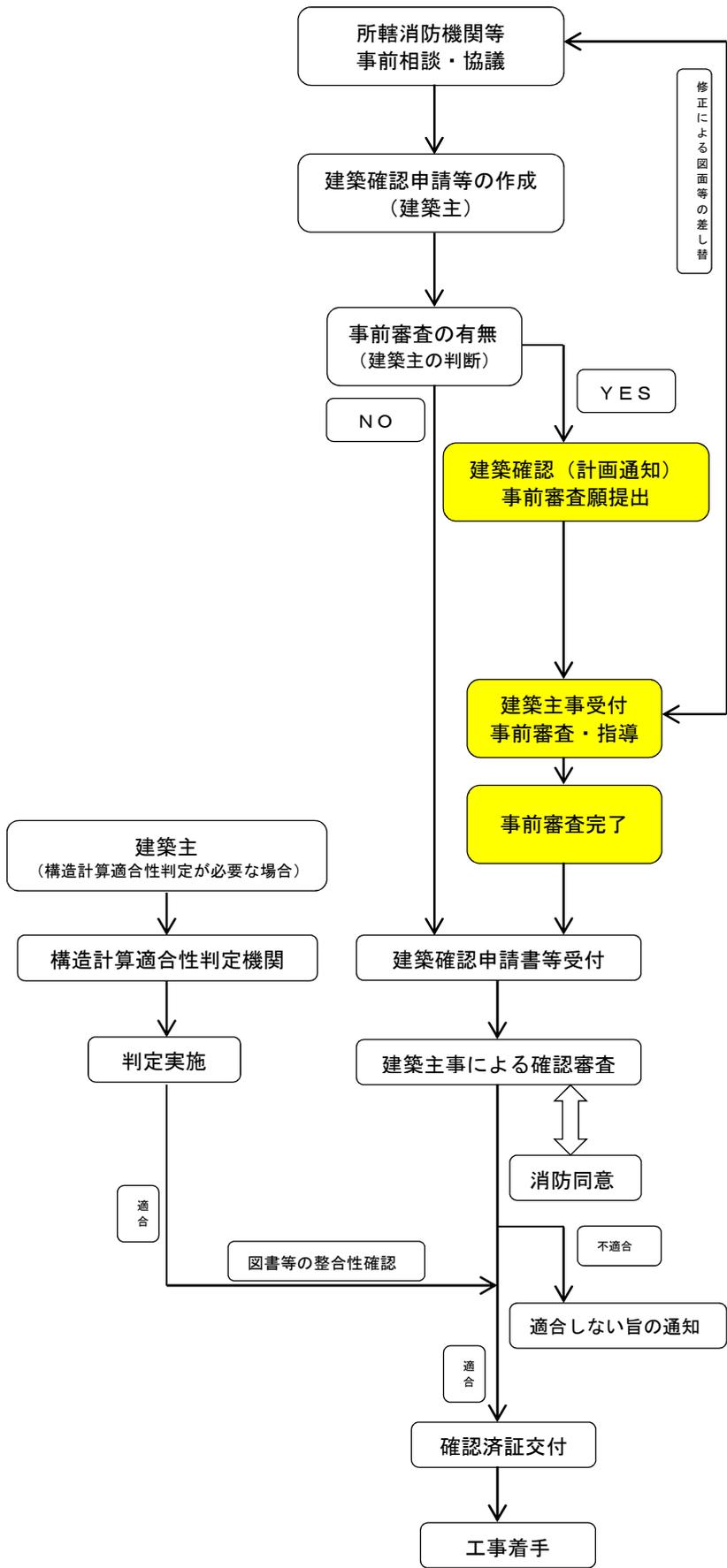


# 奈良市建築確認申請等事前審査制度の事務処理フロー

## 事務処理等留意事項



**【建築主等】**  
 ○ 確認申請書(計画通知書)事前審査願書作成して下さい。  
確認申請書(計画通知書)・添付書類一式を一部提出  
 ※【注意事項】  
 ○ 事前審査願を提出する前に消防局予防課との相談・協議を必ず済ませておいて下さい。

**【建築主事】**  
 ○ 願書第1面の建築主事等処理欄に事前審査受付日を記載します。  
 ○ 「確認審査等に関する指針」に基づき審査を実施します。  
 ○ 事前審査の結果、修正等がある場合は、図書等の差替えで対応していただきます。  
 ○ 事前審査が完了したときは、願書の建築主事等処理欄に事前審査完了日を記載します。

**【確認申請(計画通知)受付時】**  
 ○ 申請書を受け、申請手数料を徴収します。  
 ○ 事前審査に提出した申請書をそのまま受付することとなります。この場合は確認審査を簡略化するよう努めます。  
 ○ 確認申請(計画通知)受付後、建築主事は審査すべき事項に不明な点が認められ、かつ建築基準関係規定に適合しているかどうか決定できない場合に追加書類を求めることがあります。この場合、消防機関を経由するよう指示することがあります。  
 ○ 構造性判定が必要な場合は、建築主と判定機関とで判定手続を行ってまいります。判定実施後、適合判定通知書(写しでも可。この場合、正本と原本照合します。)と判定申請・図書(副本)を建築主事に提出してまいります。判定申請書・図書(副本)は、確認申請図書と整合性を確認した後、確認済証と共に返却します。